

ソウル線トレンド情報記事制作等業務委託仕様書

1 目的

令和7年3月30日（日）から令和7年10月25日（土）までの夏ダイヤ期間において、週14便運航が継続されている松山ーソウル線の魅力を発信するトレンド情報記事等を制作し、県内地域情報誌での掲載やラック等を活用した情報発信を実施することで、需要の拡大を図り、更なる利用促進につなげる。

2 事業期間

契約締結の日から令和8年3月27日（金）までとする。

3 委託業務内容

(1) トrend情報記事の制作・掲載

- ① 掲載先：愛媛県内の店舗やイベントなど生活情報を主に取り扱う地域情報誌
※各号概ね2万部以上の発行を予定するとともに、主な販売地域が愛媛県内であるものに限る。
- ② 期 間：令和7年6月～令和8年3月の10か月間
- ③ 回 数：通常回を8回、拡大回を2回。
※ひと月当たり1回の掲載。
※掲載期間及び回数については、より高い効果が見込まれる場合、松山空港利用促進協議会（以下「協議会」という。）と協議の上、変更も可能とする。
- ④ ページ数：通常回…1ページ/回 以上
拡大回…4ページ/回 以上
- ⑤ カラー：フルカラー（4C）
- ⑥ サイズ：A4サイズ程度
- ⑦ 内 容：松山ーソウル線の認知度向上はもとより、下記ターゲットに対してペルソナ設定を行った上、訴求力の高いテーマを設定し、訪韓意欲を喚起することにより、アウトバウンド利用者の増加に寄与することが期待できるもの。
- ⑧ ターゲット：30代～40代の男女
- ⑨ 素 材：現地取材等により受託者で用意すること。ただし、航空会社のロゴマーク及び機影（静止画）が必要な場合は委託者が用意する。
- ⑩ 効果測定：本業務が松山ーソウル線のアウトバウンド利用にどのような効果をもたらしたか、測定できる内容を含めること。

(2) ソウル線PR冊子の制作・印刷

- ① 内 容：(1)で制作する記事や取材した内容等をもとに、閲覧者の訪韓意欲を喚起する小冊子を制作・印刷すること。
※詳細については、協議会と協議の上で決定する。
- ② 期 間：令和7年6月20日（金）まで
- ③ ページ数：8ページ（両面）、中綴じ
- ④ カラー：フルカラー（4C）
- ⑤ サイズ：A5サイズ程度
- ⑥ 部 数：10,000部（コート110kg）
- ⑦ その他：協議会が参加する各イベントにおいて、対面配布することを想定。

(3) 乗り継ぎ訴求チラシ・ポスターデザイン制作・印刷

- ① 内 容：ソウル線の乗り継ぎ利用（松山ーソウル（仁川）ー第三国）を広く周知するため、訴求力のあるチラシデザインを制作・印刷し、チラシデザインをもとにポスターデザインを制作・印刷する。

※詳細については、協議会と協議の上で決定する。

- ② 期 間：令和7年6月20日（金）まで
- ③ ページ数：チラシ…2ページ（両面）
ポスター…1ページ（片面）
- ④ カラー：フルカラー（4C）
- ⑤ サイズ：チラシ…A4サイズ
ポスター…B2サイズ
- ⑥ 部 数：チラシ…10,000部
ポスター…500部
- ⑦ その他：県広報ラックや協議会会員旅行会社での掲示等（以下（4）での配布も含む）。
を想定。

（4）チラシ配布

- ① 内 容：（3）で制作したチラシを、受託者が管理するラック等で配布する。
※詳細については、協議会と協議の上で決定する。
※県広報ラックでの掲載は除外すること。
- ② 期 間：令和7年8月31日（日）までに1か月程度
- ③ 配布数：1,500部以上（A4サイズ）

4 事業計画書及び報告書の提出

- （1）受託者は、契約締結後遅滞なく、受託者が提案した企画提案書をもとに、具体的な業務内容について協議会と協議の上、委託契約書に定める事業計画書を作成し、提出すること。
- （2）制作した情報誌については、発刊日までに2部を委託者に納品すること。
- （3）委託業務完了後、契約書に定める実績報告書を作成し、協議会の完了検査を受けること。
- （4）協議会は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、または報告を求めることができる。

5 再委託の可否

受託者は、業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、やむを得ず、業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて協議会に提出し、承諾を得なければならない。

6 秘密保持

- （1）本業務に関し、受託者が協議会に提出した計画書等は、本業務以外の目的で使用しない。
- （2）本業務に関し、受託者が協議会から受領又は閲覧した資料等は、協議会の了解なく公表又は使用してはならない。
- （3）受託者は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

7 個人情報の保護

個人情報の保護については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に準じて取り扱うこととし、受託者は本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で、個人情報を扱う場合は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

なお、個人情報の保護の取扱いについて疑義がある場合は、協議会に協議すること。

8 著作権の取扱い

- （1）本仕様書により作成された成果物のすべての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む。）は、協議会に移転すること。

なお、元々受託者が所有している著作権については、成果物の活用の範囲内（画像・動画の一部切り取りなどを指し、明らかな追加、加工、修正等の編集は含まない。）において、協議会での使用を認めるものとする。

- (2) 受託者は、協議会が認めた場合を除き、成果物にかかる著作権者人格権を行使できないものとする。
- (3) 第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任(解決に要する一切の費用負担を含む。)において解決すること。

9 その他の留意事項

- (1) 本仕様書と異なる事項または本仕様書に定めのない事項であっても、業務目的を達成するために、より良い手法、技術またはアイデア等があるときは、予算内で可能なものについて、積極的にこれを提案すること。
- (2) 本業務に係る経理については、他の業務と明確に区分するとともに、証拠書類を整理しておくこと。
- (3) 本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合については、その都度、協議会と受託者との協議のうえ決定すること。

個人情報取扱特記事項

[甲：松山空港利用促進協議会、乙：受託者]

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適切な管理を行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に関わる責任者及び従事者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の適切な管理に必要な事項に関する研修をしなければならない。

(保有の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために保有する個人情報は、業務を達成するために必要な最小限のものにしなければならない。

(安全管理措置)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約による業務の責任者及び従事者を定め、書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、責任者及び従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

4 乙は、従事者の管理体制及び実施体制並びにこの契約による業務で取り扱う個人情報の管理の状況についての検査に関する事項について書面により甲に報告しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止等)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報の内容、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委

託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

- 4 乙は、再委託先に対して、再委託した業務の履行状況を管理及び監督するとともに、甲の求めに応じ、その管理及び監督の状況を適宜報告しなければならない。
- 5 前各項の規定は、再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

（派遣労働者利用時の措置）

- 第8 乙は、この契約による業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 乙は、甲に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（資料等の返還等）

- 第9 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。
- 2 乙は、この契約による業務を処理するため乙自らが取得し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（個人情報の運搬）

- 第10 乙は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

（実地検査）

- 第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理体制、実施体制及び管理の状況等について、随時実地に検査することができる。

（指示及び報告等）

- 第12 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

（事故時の対応）

- 第13 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事態が生じ、又は生じたおそれがあることを知ったときは、その事態の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事態に関わる個人情報の内容、件数、原因、発生場所及び発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

（損害賠償）

- 第14 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先又は派遣労働者の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

（契約の解除）

- 第15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。